

関東森林管理局仕様書

1 総 則

- (1) この関東森林管理局造林事業仕様書(以下「作業仕様書」という。)は、請負実施に係わる造林関係の各作業種の一般的な作業仕様を示すものであり、請負事業の全般に係わる一般的な事項は造林請負事業標準仕様書によるものとする。
- (2) これに示されていない事項及び特殊な作業については、別に定める特記仕様書によるものとする。
- (3) 特記仕様書に記載された事項は、この作業仕様書に優先するものとする。

2 ナラ枯れ防除事業（立木くん蒸）

(1) 作業内容

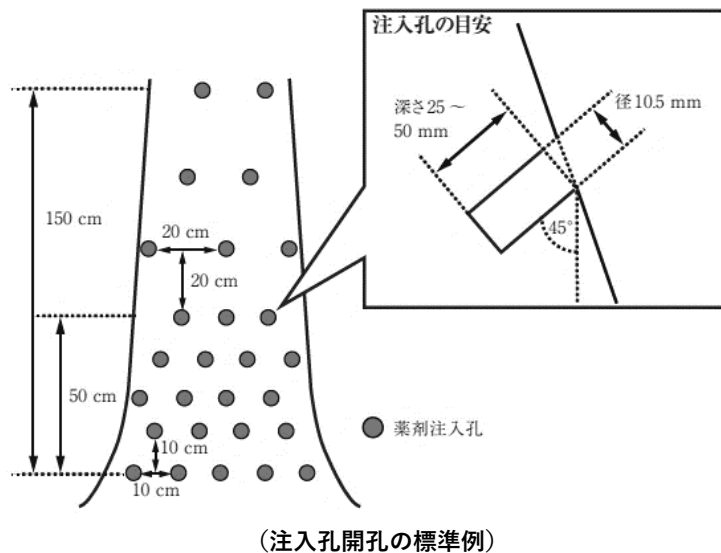
ナラ枯れ被害木の樹幹に注入孔を開け薬剤を注入することで、内部のカシノナガキクイムシを駆除し被害の拡大を防ぐものである。

(2) 対象木

- ① 対象木はビニールテープ及びナンバーテープで明示したものとする。
- ② 対象木の数量等は「立木くん蒸実施記録簿（様式1）」に記載のとおりとし、位置については別紙「事業箇所位置図」に記したとおりである。

(3) 作業方法（注入孔の穿孔）

被害木の地際から1.5mの高さにドリルビットで薬剤注入孔を空けること。なお、カシナガの穿孔密度が高い地際から0.5mの範囲では10cm間隔の千鳥格子状に、密度が低くなる0.5～1.5mでは20cm間隔の千鳥格子状に穿孔すること。



(4) 作業方法（薬剤の注入）

- ① 薬剤の使用にあたっては予め事業計画書とともに「森林病虫害防除薬剤使用承認願（様式2）」を提出し、発注者の承諾を得ておくこと。また、使用前に監督職員の確認検査を受けること
- ② 注入孔に「立木くん蒸剤注入量目安表（別紙2）」に示す所定の量の薬剤を注入すること。
なお注入孔への栓や被覆等による保護は不要である。

(5) 薬剤の取扱等

- ① 薬剤散布中又は薬剤を稀釈する際は、林内の河川、用水路等に流入しないように注意すること。
- ② 薬剤散布に使用した器具類を河川、用水路等で洗わないこと。
- ③ 使用済の薬剤の容器は、事業の完成が認められるまで確実に保管しておくこと。
- ④ 薬剤の使用上の注意事項を遵守する。特に毒物又は劇物に指定されている薬剤については、毒物及び劇物取締法の規定を遵守すること。
- ⑤ 薬剤は密栓して火気のない冷暗所で施錠のうえ保管すること。
- ⑥ 薬剤に火気を近づけないこと。
- ⑦ 運搬中に薬剤が漏れないよう容器は密栓しておくこと。
- ⑧ 搬入する薬剤は当日の使用可能量とし、残量が生じた場合は確実に持ち帰り所定の場所で保管しておくこと。
- ⑨ 薬剤の散布時には手袋、マスク、長袖、長ズボン、保護メガネ等を確実に着用し、薬剤が皮膚や目に付着しないようにすること。
- ⑩ 作業後は、顔、手等の露出部を石鹸等でよく洗い、うがいをする。

(6) 実施記録

実施状況及び施工後の効果を確認するため、以下の要領により記録すること。

- ① 記録写真は、対象木ごとに番号を附して開孔、薬剤注入の作業ごとに作業前、作業中、作業後の状況を撮影すること。
- ② 「立木くん蒸実施記録簿（様式1）」の実施記録欄に注入量を記載すること。

(7) 完了の報告等

事業が完了したときには、事業完了届とともに、実行記録写真、「立木くん蒸実施記録簿（様式1）」、及び薬剤の納入伝票の写しを提出すること。

(8) 農薬使用計画書の提出

請負者は「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」に基づく「農薬使用計画書」を農林水産大臣あて薬剤の使用開始日までに提出すること。

ナラ枯れ防除（立木くん蒸）特記仕様書

1. 薬剤の仕様

薬剤名	有効成分	1 孔当たり使用量	数 量
くん蒸剤	カーバム剤 または カーバムナトリウム 塩液剤	5.2 mℓ または 2.8 mℓ	15, 120 mℓ または 8, 064 mℓ

※上記の薬剤は例示品であり、同等以上の効果を有する他の薬剤の使用も認める。

2. 作業について

（1）放射線障害防止措置について

請負者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成23年厚生労働省令第152号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（2）当該事業箇所における作業の実施に当たっては、下記に留意し実施することとする。

① 連絡体制等の整備

ア 緊急時に迅速かつ的確な情報が得られる体制を整えるため、ラジオや携帯電話を携帯すること。

イ 緊急時に連絡体制が確保できるよう、作業地毎に作業現場と事業所間の連絡状況を確認した上で作業実施すること。

ウ 緊急時の移動ルートなどを作業実施前に作業者全員に周知しておくこと。

② 作業上の留意点

ア 長袖、手袋等を着用し、可能な限り肌の露出は避けること。

イ 土埃が舞いやすい作業を行う場合にはマスク（防塵や花粉対策用など）を着用すること。

ウ 雨天等の荒天時には作業を見合わせ等を含め臨機の対応をとるとともに、衣類が濡れた場合にはタオル等で濡れた部分を拭き取るか、着替えること。

エ 作業後に手や顔を洗い、うがいをする事。

（3）CSF（豚熱）の感染拡大防止

CSF（豚熱）の感染拡大防止のため、福島県における CSF 対策を熟知して適切な対策に努めること。